

工場、事業場排水分析業務委託仕様書

工場、事業場排水分析業務委託は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 分析に供する試料

分析に供する試料は、秋田市（以下「甲」という。）が立入検査の際に採水した試料とし、甲が受託者（以下「乙」という。）の事務所へ搬入するものとする。

2 分析項目等

分析を委託する項目および数量は、別紙1のとおりとする。

3 分析方法および定量下限値

乙は、公定法により分析を行い、分析結果を整理するものとする。
なお、定量下限値の取扱いについては、別紙2のとおりとする。

4 報告書等

- (1) 乙は、搬入した試料の分析終了後、速やかにその結果を計量証明で甲に報告するものとする。また、業務完了後は、報告書を2部提出するものとする。
- (2) 乙は、分析結果が排水基準を超えていると判明した場合又は甲が必要と認めた場合は、速やかに甲に通知するものとする。

別紙1 令和6年度 排水分析業務委託項目および数量

項 目	数量
化学的酸素要求量	5
ノルマルヘキサン抽出物質	12
フェノール類含有量	6
銅含有量	17
亜鉛含有量	13
溶解性鉄含有量	5
溶解性マンガン含有量	6
窒素含有量	1
リン含有量	1
カドミウム及びその化合物	15
シアン化合物	8
鉛及びその化合物	16
クロム含有量	2
砒素及びその化合物	13
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	9
セレン及びその化合物	2
ほう素及びその化合物	15
ふっ素及びその化合物	18
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	13
トリクロロエチレン	2
テトラクロロエチレン	2
四塩化炭素	2
1, 1, 1-トリクロロエタン	2
ジクロロメタン	3
1, 2-ジクロロエタン	2
1, 1-ジクロロエチレン	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1
1, 1, 2-トリクロロエタン	1
1, 3-ジクロロプロペン	1
ベンゼン	2
チウラム	1
シマジン	1
チオベンカルブ	1
項目数計	199

別紙2 分析方法および分析定量下限値

項目	単位	定量下限値	分析方法
化学的酸素要求量	mg/L	0.5	※
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	1および0.5	※
フェノール類含有量	mg/L	0.05	※
銅含有量	mg/L	0.01	※
亜鉛含有量	mg/L	0.01	※
溶解性鉄含有量	mg/L	0.1	※
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.05	※
窒素含有量	mg/L	0.05	※
リン含有量	mg/L	0.01	※
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	※
シアン化合物	mg/L	0.1	※
鉛及びその化合物	mg/L	0.01	※
クロム含有量	mg/L	0.05	※
六価クロム化合物	mg/L	0.05	※
砒素及びその化合物	mg/L	0.01	※
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	mg/L	0.0005	※
セレン及びその化合物	mg/L	0.01	※
ほう素及びその化合物	mg/L	0.1	※
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.1	※
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	0.1	※
トリクロロエチレン	mg/L	0.002	※
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005	※
四塩化炭素	mg/L	0.0001	※
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005	※
ジクロロメタン	mg/L	0.02	※
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	※
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001	※
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001	※
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	※
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	※
ベンゼン	mg/L	0.01	※
チウラム	mg/L	0.006	※
シマジン	mg/L	0.003	※
チオベンカルブ	mg/L	0.02	※

備考

※は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法
(S49.9.30環境庁告示第64号)